

新旧対照表

○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

新		旧	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準		1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1～7（略）		1～7（略）	
8 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、アに定める便房、エ又はオに定める便房及びケに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせて同一の便房に設けることができる。</p> <p>ア 次に定める構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者が利用しやすい便房をいう。以下同じ。）を1以上設けること。</p> <p>(ア) 出入口は、主たる経路に接続すること。</p> <p>(イ) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</p> <p>(エ) 出入口には、車椅子使用者用便房である旨（当該便房に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長</p>	<p>8 便所</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、誰もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けた便所を1以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車椅子使用者用便房（車椅子使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ1以上（幼稚園及び保育所にあつては、当該車椅子使用者用便房を1以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p>	

新	旧
<p>さが120センチメートル以上のものをいう。以下同じ。)を設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示すること。</p> <p>イ 便所及びアに定める便房の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下ウにおいて同じ。)、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下ウにおいて同じ。)、3の項、5の項(用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。以下ウにおいて同じ。)、13の項から15の項まで、17の項及び18の項(1の項、2の項、3の項、5の項、13の項から15の項まで又は17の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。)に掲げる公共的施設であつて、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあつては、アに定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用することができる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下エにおいて同じ。))、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。エにおいて同じ。))、5の項、13の項及び18の項(1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであつて、これらの施設の用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)に掲げるものであつて、不特定かつ多数の乳幼児同伴者(乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。)が利用するものに限る。オにおいて同じ。)にあつては、乳</p>	<p>イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。</p> <p>エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</p>

新	旧
<p><u>幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p>オ <u>エに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。</u></p> <p>カ <u>用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用することができるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p>キ <u>カに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用することができるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p>ク <u>床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>ケ <u>障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。</u> <u>(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u> <u>(イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p>コ <u>便所の出入口には、車椅子利用者用便房、乳幼児用の椅子を設けた便房、おむつ交換のための設備及び障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設</u></p>	<p>オ <u>乳幼児用のベッド及び椅子を設置するよう努めること。</u></p> <p>カ <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</u></p> <p>キ <u>床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>ク <u>障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあっては、この限りでない。</u></p> <p>ケ <u>出入口には、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p>(新規)</p>

新		旧	
	<p><u>けた便房のある便所である旨（当該便所の車椅子使用者用便房に介助用大型ベッドを設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（(1)に定める構造のものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア～カ （略）</p>		<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（<u>みんなのトイレのみで構成されているもの及び(1)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。</u>）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア～カ （略）</p>
9	(略)	9	(略)
10	<p>客室 別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に<u>8の項(1)に定める構造の便所</u>を設ける場合及び別表第1の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（アに定める便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア <u>便所内に次に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。</u></p> <p>(ア) <u>腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保すること。</u></p>	<p>客室 別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に<u>みんなのトイレ</u>を設ける場合及び別表第1の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア <u>便所内に車椅子使用者用便房を設けること。</u></p>	

新		旧	
	<p>イ <u>アに定める便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</u></p> <p>(ア) ・ (イ) (略)</p> <p>(7) (略)</p>		<p>イ <u>車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</u></p> <p>(ア) ・ (イ) (略)</p> <p>(7) (略)</p>
11 (略)		11 (略)	
12 標識及び案内設備	<p>(1) <u>障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設ける場合は、その場所を含む。以下(1)及び(2)において同じ。)</u>の付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舍の用に供するものに限る。)、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物(小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舍の用に供するものに限る。)、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(2)において同じ。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>12 標識及び案内設備</p> <p>(1) 障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又は<u>みんなのトイレ</u>の付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又は<u>みんなのトイレ</u>があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舍の用に供するものに限る。)、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物(小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舍の用に供するものに限る。)、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(2)において同じ。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又は<u>みんなのトイレ</u>の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又は<u>みんなのトイレ</u>の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	

新		旧	
	<p>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等、<u>8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(3) (略)</p>		<p>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等<u>又はみんなのトイレ</u>の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>
13～15 (略)		13～15 (略)	
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項((1)又は(2)の用に供するものに限る。)に掲げる商業施設に<u>あっては</u>、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) (1)に該当する施設<u>以外の公共的施設にあっては</u>、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けるよう努めること。</p> <p>(3) 別表第1の1の項、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。)及び4の項に掲げる公共的施設<u>にあっては</u>、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(4) (3)に該当する施設<u>以外の公共的施設にあっては</u>、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けるよ</p>	<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項((1)又は(2)の用に供するものに限る。)に掲げる商業施設<u>において</u>、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 別表第1の1の項、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。)及び4の項に掲げる公共的施設<u>において</u>、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(新規)</p>	

新		旧	
	<p><u>う努めること。</u></p> <p>(5) <u>用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設</u> (別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる<u>ものに限る。)</u>にあつては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けること。</p> <p>(6) (5)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p> <p>(7) (略)</p>		<p>(3) <u>別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(4) (略)</p>
17 授乳及びおむつ交換場所	<p>(1) <u>用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設</u> (別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下(1)において同じ。)、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下(1)において同じ。)、5の項、13の項及び18の項(1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであつて、これらの施設の用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。))に掲げるものであつて、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するものに限る。)にあつては、次に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けること。</p> <p>ア <u>出入口の有効幅員は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員とすること。</u></p> <p>イ <u>戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</u></p> <p>ウ <u>出入口は、主たる経路に接続すること。</u></p> <p>エ <u>出入口には、その場所が授乳及びおむつ交換のための場所である旨を表示すること。</u></p> <p>(2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、</p>	(新規)	

新		旧	
	(1)に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けるよう努めること。		
18 休憩場所	利用者の利用に供する休憩のための場所を設けるよう努めること。	17 休憩、授乳場所等	利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるよう努めること。
19 整備計画の策定等への関係者の参画	別表第1の1の項に掲げる公共的施設にあっては、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得るよう努めること。	(新規)	
備考 (略)		備考 (略)	
2 公共交通機関の施設に関する整備基準		2 公共交通機関の施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</p> <p>(2) 便所及び(1)に定める便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同表の1の表4の項(1)イについては、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合はこの限りでない。</p>	4 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) 車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(2) 便所及び車椅子使用者用便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同表の1の表4の項(1)イについては、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合はこの限りでない。</p>
	(3)～(7) (略)		(3)～(7) (略)
5・6 (略)		5・6 (略)	
3 (略)		3 (略)	

新		旧	
4 公園に関する整備基準		4 公園に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 便所	(1)～(5) (略) <u>(6) (2)アの便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等が利用することができる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u>	5 便所	(1)～(5) (略) (新規)
6～9 (略)		6～9 (略)	